

法人等異動届出書 記載要領

項 目	注 意 事 項	添 付 書 類
「法人等の名称」、「本店又は主たる事務所の所在地・電話」、「市内の主たる事務所等の所在地」、「法人番号」、「代表者」欄	必要事項を記載してください。(法人・代表者の押印は不要です。)	/
以下、異動項目		
項 目	注 意 事 項	添 付 書 類
(注)「異動年月日」欄を記載してください。変更事項がある場合は「異動前」欄、「異動後」欄も記載して下さい。 複数の異動事由がある場合には、事由ごとに異動年月日を記載してください。		
1	名称(商号)	履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
2	本店所在地	履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
	文書等を送付する際に、登記されている住所の他、方書が必要な場合や、本店所在地以外へ送付を希望される場合は、「 <input checked="" type="checkbox"/> 8送付先・連絡先」欄も記載してください。 「※1 本店移転後の旧本店の状況」欄も記載してください。	
3	市内の事務所等の所在地	不要
4	代表者・代表者住所	履歴事項全部証明書(登記簿謄本) *代表者住所のみ変更であれば不要
5	資本金又は出資金の額	履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
6	事業年度	「※2 変更後の最初の事業年度」欄も記載してください。 議事録又は定款
7	申告期限の延長	「異動後」欄に税務署で認められた法人税の申告期限の延長月数を記載してください。 申告期限の延長の特例の申請書(税務署宛)の写し
8	送付先・連絡先	送付先を変更される場合、「異動後」欄へ送付先の電話番号も記載してください。 不要
9	その他	項目「 <input checked="" type="checkbox"/> 1～ <input checked="" type="checkbox"/> 15」の内容以外の変更事項等を記載してください。(例:事業開始・再開等)
10	合併	被合併法人又は分割法人が所有する尼崎市内の事業所等の引継ぎの有無についてチェックしてください。また、引継ぎ有の場合はその所在地を記載してください。 1. 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)(合併・被合併法人分) 2. 合併契約書 3. 定款(合併により尼崎市内に新たに事務所等を設置する場合)
	分割	1. 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)(分割・分割承継法人分) 2. 分割契約書 3. 定款(分割により尼崎市内に新たに事務所等を設置する場合)
11	グループ通算制度適用承認・加入	「 <input type="checkbox"/> 承認・加入」、「 <input type="checkbox"/> 離脱・取りやめ」のいずれかにチェックしてください。 また、「適用開始事業年度」欄について、「承認・加入」の場合は適用後最初の通算事業年度を記載してください。「離脱・取りやめ」の場合は最後の通算事業年度を記載してください。 ※申告期限の延長をされる場合は「<input checked="" type="checkbox"/>7申告期限の延長」欄を記載し、添付書類も併せて提出してください。
	離脱・取りやめ	1. グループ通算制度の承認の申請書(初葉・次葉)の写し 2. グループ一覧(任意のもの) 通算完全支配関係を有しなくなった旨を記載した書類の写し

12	解散・破産	「 <input type="checkbox"/> 解散」、「 <input type="checkbox"/> 破産」のいずれかにチェックしてください。「清算人（管財人）」欄を記載してください。また、文書等を送付する際に清算人（管財人）の住所以外へ送付を希望される場合は、「 <input checked="" type="checkbox"/> 8送付先・連絡先」欄も記載してください。	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
13	結了	残余財産確定日が、清算結了日と異なる場合は、「備考欄」にその旨を記載してください。	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
14	閉鎖	「※3 閉鎖後の市内事務所等の状態」欄もチェックしてください。	不要
15	休業	①～③について記載してください。なお、①休業予定期間について終期が未定の場合は開始日のみ記載してください。また、 今後事業を開始・再開された場合は、「<input checked="" type="checkbox"/>9その他」欄にその旨（例：事業開始、再開等）を記載してください。 なお、休業とは法人として事業を継続的に廃止・休止している状態で、かつ益金または損金等が発生していない場合です。 休業届を提出されている場合でも、調査等で法人の活動が確認された場合は、課税される場合があります。	不要
「この届出書に回答する部署・氏名・電話」欄		内容についてお尋ねする場合がありますので、 回答できる方の氏名・電話番号を必ず記載してください。	
「関与税理士氏名・電話」欄		関与税理士がいる場合は氏名、電話番号を記載してください。（税理士の押印は不要です。）	

- ◇ 尼崎市内に初めて設立・開設・転入（本店移転）した場合は、「法人等設立等申告書」を提出してください。
- ◇ 届出書の提出にあたり控が必要な場合は、「法人等異動届出書（控）」をご活用ください。
- ◇ 様式は、尼崎市ホームページ（ページ番号：1008637）にPDF・Excelファイルを掲載しています。必要に応じてご活用ください。
- ◇ ご不明な点がありましたら、**尼崎市役所市民税課（電話：06-6489-6256）**までご連絡ください。